ガス溶断器の定期点検のお願い

ガス溶断作業に使用する圧力調整器や吹管(ガス切断器・溶接器)などの不具合に気が付かずに 整備不良のまま使用したことが原因で、火災や人身事故など重大な災害が発生しています。 災害防止のために、日常点検及びメーカー定期点検等が必要です。

ガス溶断器具を安全にご使用いただくために自主点検・メーカー定期点検を必ず実施して下さい!



*注1:可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務を行う場合は、ガス溶接技能購習終了者あるいは ガス溶接作業主任者の免許を有していることが必要です。(労働安全衛生法第61条、及び執行令第20条)

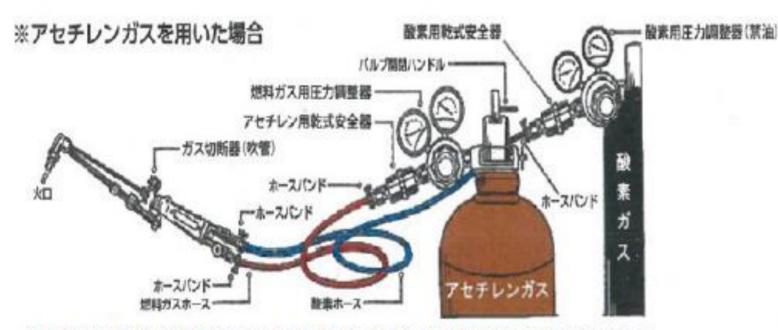


製品にガス漏れ等の不具合がある場合は使用しないで、メーカーに修理依頼をして下さい。 使用者が分解・修理を行うと、重大な事故が発生する原因となるため、絶対に行わないでください。 老朽化した圧力調整器や吹管(ガス切断器・溶接器)、逆火を繰り返した吹管、ひび割れしたホースは 早めに新しい製品と交換してください。

点検対象ガス溶断器

- ★酸素用圧力調整器
- ★燃料ガス用圧力調整器
- ★手動ガス切断器
- ★手動ガス溶接器
- ★その他(ホース、乾式安全器など)





◆注2:溶接又は熱切断用のアセチレンガスの消費設備には、逆火防止装置 (乾式安全器等) を設けてください。 (一般高圧ガス保安規則 第60条 第 I 項13号、及び例示基準79、労働安全衛生総合研究所技術指針(JNIOSH-TR48:2017))

圧力調整器の点検

多願いただくか、または各メーカーにお問い合わせください。 ☆直接方法はの詳細は、各メーカーの取扱説

1日1回、作業前に必ず点検をしてください。

定期点検は、次の点検項目で実施をお願い致します。

点検項目	日常点検	毎月の 自主点検
外觀	0	0
外部漏れ(気密確認)	0	0
出流れ(気密確認)	0	0
使用圧力範囲の確認		0
圧力低下の確認		0



7年目以降のご使用について

平成29年8月、労働安全衛生総合研究所技術指針(JNIOSH-TR-№48: 2017)により、製造年月から 7年を超えるものは、メーカーまたはメーカーが認定する事業所(者)によるメーカー定期点検を

して下さい。あるいは新品への交換をお願いします。 製造年月の表示については、メーカーの取扱説明書などで表示方法や表示位置をご確認ください。 表示が不明な場合は、メーカーへお問い合わせください。

点検を怠った時の危険性

乾式安全器の点検

怠った場合、「ガス漏れ事故、逆火事故、破裂事故」等の危険性があります。 素の場合は、次のような危険性があります。

フィルターがゴミや異物で目詰まりしていると、操作を間違って容器弁を急激に開いた場合、

酸素の断熱圧縮熱により圧力調整器が発火・燃焼することがあります。

断熱圧縮熱とは、ガスを断熱的に圧縮したときに発生する熱のことです。

酸素ガスの場合、大気圧から15Mpaに急激に圧縮すると、圧縮熱は約1000℃にもなります。 フィルターの目詰まり以外に、下記の様な場合でも断熱圧縮熱で発火・燃焼することがあります。

①油、グリースが付着した場合 ②酸素専用の調整器を使用しなかった場合

軟式安全器は3年を超えるものは、メーカーまたはメーカーが認定する事業所(者)によるメーカー 定期点検をして下さい。あるいは新品への交換をお願いします。

ガス切断器・溶接器・加熱器の点検

☆点検方法はの詳細は、各メーカーの取扱説明書をご参照いただくか、または各メーカーにお問い合わせください。

点検項目 1日1回、作業前に必ず点検をしてください。

定期点検は、次の点検項目で実施をお願い致します。

点接項目	日常点検	毎月の 自主点検
外観	0	0
パルブ漏れ(気密確認)	0	0
火炎状態の確認	0	0
外部漏れ(気密確認)		0



5年目以降のご使用について

平成29年8月、労働安全衛生総合研究所技術指針(JNIOSH-TR-№48: 2017)により、製造年月から 5年を超えるものは、メーカーまたはメーカーが認定する事業所(者)によるメーカー定期点検をして 下さい。あるいは新品への交換をお願いします。

製造年月の表示については、メーカーの取扱説明書などで表示方法や表示位置をご確認ください。 表示が不明な場合は、メーカーへお問い合わせください。